

## 平成27年度埼玉県化学物質対策専門委員会の概要

### 【開催日時】

平成28年3月18日（金） 午後2時から4時

### 【開催場所】

埼玉会館 2階会議室

### 【出席委員】

（敬称略：50音順）

四ノ宮美保	公立大学法人埼玉県立大学准教授
関口 和彦	国立大学法人埼玉大学大学院理工学研究科准教授
長谷川紀子	元・東京工業大学教授
藤吉 秀昭	一般財団法人日本環境衛生センター常務理事

### 【議 事】

- 1 埼玉県環境部大気環境課長あいさつ
- 2 委員長選出  
事務局から藤吉委員を推薦。出席委員全員の承諾を得る。  
議事進行を藤吉委員長に依頼。
- 3 議題  
報告事項2件・・・（1）と（2）、検討事項1件・・・（3）

#### （1） 特定化学物質等適正管理指針の改正について

事務局：（資料に沿って、指針改正の経緯と施行状況を説明）

東日本大震災では危険物施設や化学物質取扱施設に被害が出た。また、県が公表した「埼玉県地震被害想定調査報告書」によると、今後30年以内に南関東でM7級の地震が発生する確率が70%、県内最大震度は震度6強になる。よって、地震による被害を最小限にするため指針を改正し、事業者に取り組んでいただく措置に災害対策を追加した。

指針の改正により、事業者には適正管理手順書の見直しと変更報告をお願いしている。取り扱う化学物質の量によって報告の目安が異なり、取扱量が多い事業所ほど早く提出していただく。

昨年度は事業者アンケート、埼玉県化学物質対策専門委員会開催後、指針改正案を作成した。そして、昨年の本委員会で委員の皆様からのいただいた御意見をふまえて修正し、3月31日に改正指針を告示した。

今年度は、指針の改正について、県のホームページに掲載し、また、指針改正説明会を5会場で7回行った。説明会には633名の参加があった。これは

対象事業所の55%にあたる。

改正指針は10月1日から施行しており、1月末現在、県内環境管理事務所  
で12件の手順書変更報告を受けている。併せて立入検査を実施し、指針改正  
について指導を行っている。

長谷川委員： 防災を中心に考えていくと原子力だけではなく、化学物質も被害を大きく  
してしまう。化学物質を取り扱っている事業所側で危険性を把握すべき。その  
危険性といっても健康障害に対する危険性なのか爆発性に対する危険性なの  
か使用者側が区別する必要がある。災害時に水がかかったら危険なもの、炎が  
危険なもの、ガスが出たら危険なものを事業者が分類することが重要。

藤吉委員長： そのうち他県からどうやっているか問い合わせが来るのでは。

関口委員： 前回の委員会で詳細な報告を受けた。実際に研修に出たか出ないかで分け  
たほうがいいかはわからないが、出てきた書類の内容で、会社によってリスク  
に対してやっているところとやっていないところの差が結構あるということ  
になると、書類を出したからOKということにしてしまうと何のリスク評価にも  
なっていないということになる。書類の精査は大変だが、どのようなレベルで  
書かれているかというところをフィードバックして何らかの対策をとる必要  
がある。対策をとっている方はどんどんやっていくが対策をとっていない方に  
関してレベルを上げるためにももう少し集計をしてもいいのでは。

藤吉委員長： 上がってきた12の書類は素晴らしいものか。

事務局： ある環境管理事務所から参考になりそうなものは1～2件あった。

関口委員： これまでも例示されてましたよね。事業者に例示していけばいい。

事務局： 書類が出てきたところは大きい事業所。以前からあったものの内容をまと  
めて出してきた。1回目の締め切りが9月30日になっているので、そこ  
までにどういったレベルのものが出てくるか注目している。そこから後に出て  
くるものでレベルの把握をしたいと考えている。

書類の受け取りは環境管理事務所。事務所で確認し、常識的な範囲で対応  
が取れないものについては受付時に指導するよう、すすめていきたい。

関口委員： 9月30日の1回目締め切りでは100t以上の大きいところで労働安全衛生法  
にもひっかかっているところで安全対策が取れているところ。問題は、使用量  
が減ってきて労働安全衛生法にひっかかりにくくなるところ。量が下に行くに  
つれて先導してやっていくが必要。

事務局： 模範的な事例について、講習会だったりHPに掲載したりして紹介させていただく。大気環境課や環境管理事務所で十分対応できる体制を作りたい。

藤吉委員長： いい模範があって、それを参考にできれば一つの広げるというテーマにつながる。

藤吉委員長： 平常時のマニュアルどおり対応できていても巨大地震時はその想定が変わる。想定が変わった時に応用が利くかが重要である。

関口委員： 去年の委員会で話した「外国人従業員向け」のものはどうなったか。

事務局： まだできていない。自分たちだけで実施はかなり難しい。外国語ができる部署に応援を求めて対応することも考えられる。

関口委員： 外国人の多い事業所については、災害時対策を外国人従業員向けに実施していることを確認することもチェックポイントの一つになる。

## (2) 化学物質の排出量の集計結果について（法律）

事務局：（資料4～5頁を説明）

平成26年度の埼玉県は7,633トンで昨年度より206トン（2.6%）減少した。埼玉県の排出量の全国順位は4位。なお、トルエンの排出量は全国1位。

埼玉県の排出量はPRTR制度が始まった平成13年度と比べ、11,805トン（61%）減少した。トルエンの排出量は平成13年度と比べ68%の減少、キシレンの排出量は65%減少した。

関口委員： トルエンからノントルエンへの転換が図られているのでは。代替物質の挙動を把握することが重要。

事務局： 大企業はトルエンからほかの物質への転換。中小企業は稼働日数を減らしている。

環境省がまとめているVOCの排出インベントリでは埼玉県は約35,000t。今後の排出量の減少は、にぶくなるだろう。

関口委員： 次のターゲットはどこになるのか。

事務局： VOC関連でいえば、印刷業は県内で排出量を6割削減した。運輸機械製造業も使用後処理をしたり使用をやめたりして排出量を削減している。燃料小売業の排出量は横ばいである。そこで、九都県市でORVR車の早期義務付けについて国土交通省へ要望を出している。ORVR車は給油時、走行時、駐車時のあらゆる場面でガソリンペーパーを回収できる。

### (3) 埼玉県生活環境保全条例における対象化学物質の選定方法について

事務局：（資料7～19頁を説明）

対象物質を見直すケースは、①国でPRTRの対象物質を改正した場合、②化学物質に関する事件や事故が発生し、新たな対応策として対象物質を見直す場合、③製造・輸入・使用状況や一般環境中での検出状況に変化があった場合（実態調査や研究機関の研究による場合）の3つが考えられる。

今回の委員会では対象物質の見直し方法等についてご意見をいただき、次回の委員会までに県としての選定方針を決めていきたい。

#### ・対象化学物質の変遷について

現在条例では606物質を対象化学物質として指定。内訳はPRTR法第一種指定化学物質462、第二種指定化学物質100、そして県条例施行規則で定める44物質。

施行開始時は第一種354物質、第二種81物質、県規則で定める64物質。その後、平成20年の国の指定化学物質見直しに伴い、第一種462、第二種100県規則で定める39。さらに、平成25年に県独自に見直しし、県規則で定める物質が44に変更。

#### ・環境省の対象化学物質の選定基準について

環境中に存在すると考えられる量の違いにより第一種と第二種に区分。また、第一種のうち人に対する発がん性等があると評価されている物質は特定第一種指定化学物質とされている。

指定化学物質は、①人の健康を損なうおそれの又は動植物の生息もしくは生育に支障を及ぼす恐れがあるもの、②それ自体は①ではなくても環境中に排出された後で化学反応を起こし容易に有害な化学物質を生成するもの、③オゾン層を破壊するおそれがあるもの、のいずれかの条件にあてはまるもの。

#### ・埼玉県の特定化学物質の選定基準

平成13年7月に公布した埼玉県生活環境保全条例で県独自で定める特定化学物質は3つのカテゴリーから選定。内訳は、①平成5年に制定した化学物質安全管理指針の対象物質から暴露可能性を加味して46物質、②有害大気汚染物質の優先取組物質から2物質、③内分泌かく乱作用の疑いのある物質から16物質。

#### ・県規則で定める物質の改正

平成20年の1回目の改正は、PRTR法の指定化学物質の変更により重複した化学物質の整理と県での流通状況など新たな知見による見直し。文献調査、アンケート調査、汚染状況調査などから追加、除外を行った。

平成25年の2回目の改正は前年に起きたHMTを含む廃液が利根川水系に流出した結果、浄水場での塩素処理によってホルムアルデヒドが発生し、浄水場での取水が停止された事故を受け、塩素処理によってホルムアルデヒドを高い確率で生成する5物質を追加した。

#### ・環境省や他自治体の動向

環境省は定期的に改定していくという方針や改定の必要性は感じているものの具体的な改定時期は未定。

東京都は大気あるいは水質で工場等に規制のかかっている物質を条例の対象物質としている。今後、必要に応じて対象物質を見直す場合はあるが、そのために実態調査は行わない。

大阪府は、条例の対象物質はPRTR法の対象物質を基本とし、有害性のほかに緊急事態対応、VOC対策の観点を加えて物質を選定。定期的な見直しの必要性は感じているが、調査は実施していない。必要性がなくなった物質は除外。届出対象物質は全国一律が望ましいと考えている。

福島県は、過去に事故が発生したなど法規定以外の物質を県独自で87物質上乘せ。実態調査は実施していないが、法律改定時や事故発生物質について見直しを実施。

・見直し方針案

製造、輸入又は使用の動向や一般環境中での検出状況、新たな有害性情報の情報収集を常時行う。

大規模な文献調査を委託事業で10年ごとに実施、データを蓄積。

法の対象物質見直しなどにより条例規則の改正が必要な場合や事件事故の発生で新たに物質を追加する必要がある場合、研究等による新たな知見により改正が必要と認められる場合には対象物質の見直しを速やかに行い、併せて蓄積したデータによる加除を行う。

委託調査の方法や他のデータをもっとうまく活用する方法があれば、是非、教えていただきたい。

関口委員： 県の方針として物質を追加していく考えなのか。県独自のものを加えるという考えか。どこに基準を持っていくのかが大事になる。新たな知見が出たから削除する。指定した時には可能性があるから指定したはず。基本的には新たな知見から安全側を見て指定していくという方針か。明らかに危ないということがなくても、例えば研究段階から上がってきて可能性があるれば指定するのか。

事務局： そこまでは広げていない。色々な基準が逆にゆるくなっている物質が発生してきていることによって解除される。取扱量が極端に少ない、あるいは環境濃度中でほとんど検出されないといったところを前回は確認しながら削除した。

関口委員： 指定のときには十分危ないということか。

事務局： その時点である一定のレベルに入ったものから指定している。可能性で指定しているのではない。

藤吉委員長： 新しい知見があった場合というのは、最初の研究で、一報だけでそれを評価するのかなど色々ある。

長谷川委員： 国の対象物質改正と同時に改正する、事件事故発生時に改正する、これは揺るがせない。塩素と反応すると有害物質が発生するといったような事故を省みると、新たな混合によって発生する災害時には予期できない混合があるということも考えられる。通常時なのか、災害時なのかそういったことも考えないといけない。今回災害が発端になったことを考えると事故時も考えないといけない。

これまでの経験から多種多品目の管理では文献調査が非常に大変。NITEのCHRIPのサイトはとてもいい。製品化したものについても載っている。化学物質そのものの負荷を考慮しなければならないが製品化された後のものを災害時に流れ出していくことを考えるとこういったものを評価している情報は有効。お金がかからないで利用できる。他に色々なところ、産総研でもやっている。公のところの特に研究方の情報を有効に利用しては。

関口委員： 物質を変更する際、アンケート実施をしたというが、どのようにやったのか。追加候補物質や削除候補物質としてアンケートをとっていたら、アンケートの方法として問題では。

事務局： 取り扱っているかどうかということでアンケートを実施している。

関口委員： 環境中に出た後反応する物質というのが元はよくわかっていない。文献調査は範囲が膨大。大気中は反応が速いが河川はゆっくり反応する。反応部分については、実際の現場の調査から考えていかないと不安。大気中の反応はラボでもある程度できるが、水の反応はラボでやると大変。調査範囲を広げると費用もかなりかかる。

事務局： 今テーマになっている化学反応について文献調査するというのは、どこから手を付けてよいかわからないというのが現状。

藤吉委員長： もともとは化学物質の管理を徹底してやっていただくという趣旨でやっている。PRTR法で指定されている物質の代替物質について報告するようなやりかた、システムが作ればいい。かつて使っていたが、新しい物質に替えた、その物質を知ることができれば。企業側に聞いても企業秘密と言って教えてもらえない。そういったものを早め早めに手に入れられればいいが。元従業員などに聞けば教えてもらえる可能性がある。

関口委員： 文献調査の方法だが、物質が絞られてから具体的に実施するのがいい。生成過程を判断し、この物質ができる可能性を文献調査していくような。

事務局： データチェックとして文献調査を10年1回実施することは指定した物質のメンテナンスの意味もある。

関口委員： 物質を絞ってから文献調査を行うのがいい。

四ノ宮委員： 実態調査には、現在対象となっている物質の濃度調査とスクリーニング的に物質を検出する調査とがあるが、スクリーニングで検出した物質を文献調査するといった流れがあるのか。

事務局： 環境科学国際センターでデータをチェックして物質を挙げてもらうことも考えられる。指定した物質を削除するには時間をかけて考えていく必要がある。

関口委員： 大阪府は全国で同じ物質をとっているが、実際動いているのか。県によって規制する物質が違うのは県の特色がでるから当然と考えるが。国は全国的に規制できそうなものだけを規制する。

事務局： 大阪府はまだ申し入れはしていない。機会があればと言っている。

藤吉委員長： 情報の整理、メンテナンスは必要。災害廃棄物でも以前はアスベストがターゲットだったが、今では放射能に移っている。POPS条約やバーゼル条約の対象も考える必要が出ている。事故時の可能性も調査する必要がある。これは環境省でも言っている。

関口委員： 文献調査を網羅的に行うのは効率と有効性から考えてあきらめる方がいい。苦情のある物質や登録されていない物質で、新たな知見が見つかったものなどから、文献調査と環境調査を実施していくのがいい。そして、対象となる物質が見つかった時に真摯に対応する。

藤吉委員長： 次のターゲットについて戦略を見つけて、集中的に実施する方法がいい。

関口委員： 独自で追加している他都県の指定物質とのすり合わせは行っているのか。

事務局： 実施していない。

長谷川委員： 次の委員会までに他の委員の先生の意見を伺うのか。

事務局： 今回欠席された委員の先生には今回の議事概要を送る。専門の先生に情報源情報を含め意見を伺う予定である。

事務局： 平成30年度の予算要求に向けて28年度に検討を進めていきたい。調査委託について意見や情報をいただきたい。